

住み慣れた



日野でいつまでも

日野町高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第6期) を策定しました

町の高齢化率は、平成26年10月1日現在で27・1%、平成37年には30・5%になると予測されます。町では、中長期的な視点を持つて、超高齢化社会に対応できるような高齢者施策や介護保険事業の方針を定めた高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第6期(平成27年度から平成29年度まで))を策定しました。

住民説明会を実施しました

今回の事業計画の策定にあわせて、2月に、各地区公民館で、計8回の住民説明会を実施しました。説明会には、高齢者や、現在、家族を介護されている人などが参加されました。また、同時期にパブリックコメントも行いました。町では、皆さまから寄せられた意見を参考に、今後の施策に活かしたいと考えています。なお、策定した事業計画は町のホームページに掲載する予定です。



【計画の主な取り組み】

○地域支援事業の展開

要支援1・2の方の訪問介護と通所介護が、予防給付から町が取り組む地域支援事業に移行します。平成29年4月からの移行にむけ、専門的な介護サービスを提供される事業者の指定や、健康な高齢者を含む地域団体が主体となった新しいサービスが提供できるように検討します。

○地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域課題の解決に向けた多職種連携、資源開発や地域づくりをめざすため、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議を活用します。

○認知症施策の推進

認知症になっても、本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制の構築をめざします。

○認知症初期集中支援チームの設置

認知症の早期診断、早期対応のため、認知症初期集中支援チームを設置し、早期に継続的、包括的な支援を行い、必要なサービス等の提供につなげます。

○認知症ケアパスの作成・普及

認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス(冊子)を作成し、普及を図ります。

他にも、○徘徊高齢者の保護○在宅医療と介護の連携強化○地域包括支援センターの機能強化など、さまざまな取り組みを予定しています。

介護保険制度の 主な改正点

4月
から

◆介護保険サービスの利用料が変わります

介護報酬が見直されたことにより、利用者が支払う介護保険サービスの利用料が変わります。改定額はサービスの種類により異なります。

◆特別養護老人ホームの入所基準が変更されます

すでに入所されている人を除き、特別養護老人ホームへの入所が、原則、要介護3以上の人に限定されます。ただし、やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の人も入所が認められることがあります。

8月
から

◆一定以上の所得がある人の利用者負担が2割になります

一定以上の所得（本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入＋その他の合計所得金額が単身280万円以上、また、2人以上世帯346万円以上）がある人は、利用者負担が1割から2割になります。

8月
から

◆介護保険負担割合証を発行します

要支援、要介護認定を受けた人に対して、利用者の負担割合（1割ないし2割）を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます（発行時期は、夏ごろになります）。これにより、ご本人の負担割合をご確認いただくこととなります。

◆高額介護サービス費の一部の上限額が新設されます

同月内に利用した介護保険の利用者負担額が高額になった場合に支給される高額サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
○現役並み所得者（新設）	44,000円
○一般	37,200円
○住民税世帯非課税	24,600円
・ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・ 高齢福祉年金の受給者	15,000円 (個人)
○生活保護の受給者 ○利用者負担を15,000円にすることで、生活保護の受給者にならない場合	15,000円 (個人)

※現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の人がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）

8月
から

◆70歳未満の人の高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の介護サービス費と医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に支給される制度の限度額が変更されます。

所得 (基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の人	
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	176万円	212万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円

◆施設利用者で所得の低い人が受ける居住費・食費の補足給付の制度が変わります

施設利用者で所得の低い人が受ける居住費・食費への補足給付について、世帯分離をした場合でも、配偶者に住民税が課税されている場合や、預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を越える場合は、対象外となります。

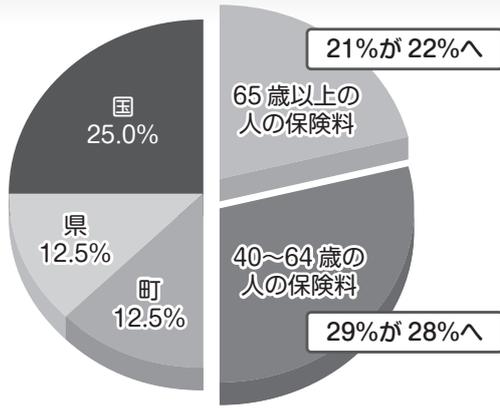
介護保険料が変わります

◆65歳以上の方の負担率の変更

介護保険の財源の半分は、被保険者の方の保険料で、残りの半分は、国・県・町からの公費で構成されています。

平成27年度から平成29年度までは、これまで21%であった65歳以上の方の保険料の負担割合が22%となります。これにより、65歳以上の方の負担が増える一方で、40歳から64歳までの若い世代の負担が29%から28%に減ります。

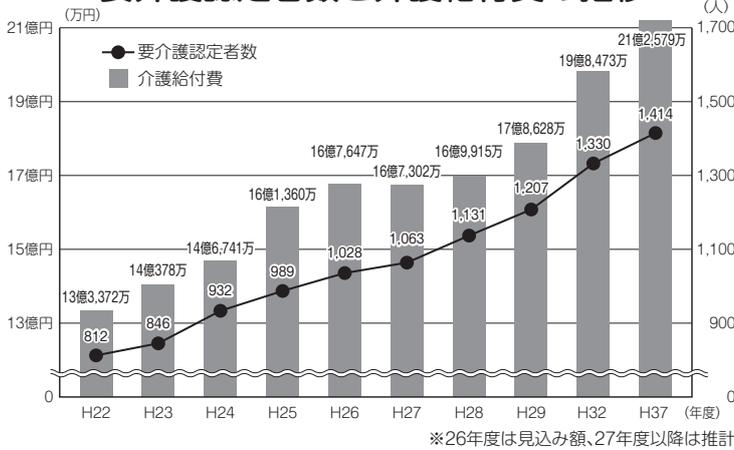
介護保険の財源（利用者負担分は除く）



◆介護を必要とする方、給付費が増えています

グラフのとおり平成22年度は812人であった要介護認定者数は、平成26年度

要介護認定者数と介護給付費の推移



は1,028人に増加しています。また、平成22年度には、年間約13億3千万円であった介護給付費が平成26年度は約16億8千万円と、約1.26倍になっています。つまり、平成26年度は、毎月約1億4千万円が介護給付費として支払われたこととなります。今後、団塊の世代が高齢期を迎えられることから、介護保険の運営に必要な費用も徐々に増加することが見込まれます

◆その他の状況

◆現在の施設の利用状況や、入所希望者の状況を踏まえて、介護保険で利用できる施設（特別養護老人ホーム）の増床を見込んでいます。

◆その費用は、介護給付費から賄われることとなります。

◆滋賀県財政安定化基金への償還金（1,500万円）を見込んでいます。

◆伸び続ける介護給付に対応するため、給付の財源として平成26年度に滋賀県から借り入れた資金を返済するための償還金です。この償還金は、平成27年度から3年かけて償還します。

◆なお、介護報酬全体では2.27%の減額改定がされますので、その分は、介護給付費の減額要因として介護保険料に反映されていますが、それ以上に介護給付費が伸びています。



「地域の支え合いを、
あなたのすくすびに」

●おたっしや教室

おたっしや教室は、地域の仲間を取り組まれている転倒予防に効果のある体操の教室です。

教室では、みんなで楽しく、笑いながら無理なく運動に取り組んでおられます。教室に参加していただければ、筋力のアップだけでなく、体力の維持、向上につながりますので元気になります。もちろん、体操だけでなく、栄養やお口の健康の講話もされています。地域の元気のために、あなたの地区や仲間を取り組み、健康寿命を伸ばしてみませんか。



これまでの保険料
基準月額4,500円

平成27年度から平成29年度までの保険料
基準月額5,350円

所得段階	年間保険料額
第1段階	27,000円
第2段階	27,000円
第3段階1	37,800円
第3段階2	40,500円
第4段階1	47,520円
第4段階2	54,000円
第5段階	61,020円
第6段階	67,500円
第7段階	81,000円
第8段階	86,400円

所得段階	区 分	負担率	年 額
第1段階	生活保護の受給者、福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	0.50 <small>(うち公費負担0.05)</small>	32,100円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	0.70	44,940円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人	0.75	48,150円
第4段階	町民税課税世帯で、本人の町民税が非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人	0.88	56,496円
第5段階	町民税課税世帯で、本人の町民税が非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える人	1.00	64,200円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.13	72,546円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.25	80,250円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	96,300円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.60	102,720円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	1.70	109,140円



新

◆保険料が10段階になります

65歳以上の方の介護保険料の新しい基準額は年額6万4千200円(これまで、年額5万4千000円)となります。介護保険料は、各個人の収入に応じて、

所得段階別に額を決定しています。今回の介護保険料の改定とあわせて、所得段階に新たに第10段階を設けることで、保険料負担の公平性の確保と、低所得者の人への配慮をしています。

所得が低い人への 保険料軽減について

- ①平成27年4月から、住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い人(65歳以上の約2割)への軽減を実施します。
- ②平成29年4月の消費税の10%引き上げ時には、住民税非課税世帯全体(65歳以上の約3割)を対象として完全実施します。

(平成27年4月～)

所得段階	保険料基準に対する割合
第1段階	現行 0.50 → 0.45

(平成29年4月～)

所得段階	保険料基準に対する割合
第1段階	現行 0.45 → 0.30
第2段階	現行 0.70 → 0.50
第3段階	現行 0.75 → 0.70

※原稿作成時(3月)の情報であり、変更される可能性があります。

●認知症予防(スリーA)
リーダー養成講座

地域の中で、認知症予防に取り組んでいただけるよう、スリーAのリーダー養成講座を開催します。スリーAとは、「あかるく、あたまを使って、あきらめない」の頭文字Aをとって名づけられた認知症予防教室で、「笑い」の要素を取り入れながら、誰もが楽しく認知症予防に取り組めるゲームです。

養成講座を受講されますと、リーダーとして、地域の中でスリーAを広める知識が得られます。開催日程は、後日広報等でお知らせします。ぜひご参加ください。みんなで楽しく認知症予防に取り組みましょう。

他にも、地区公民館ごとに開催されるウォーキング事業、地域へ出向き認知症や介護予防についてお話をする出前講座、おたつしゃ教室の運営を支援する方を養成するおたつしゃ教室サポーター養成講座などを開催しています。住み慣れたこのまちで、いつまでも暮らせるように、ともに歩んでいきましょう。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎65001
地域包括支援センター
☎60001